

○自動車運転代行業者に対する行政処分等に関する規程

(平成 14 年 7 月 5 日公安委員会規程第 11 号)

改正 平成 17 年 3 月 29 日公安委員会規程第 1 号 平成 27 年 3 月 13 日公安委員会規程第 3 号
平成 28 年 3 月 29 日公安委員会規程第 2 号 令和 3 年 3 月 5 日公安委員会規程第 2 号

自動車運転代行業者に対する行政処分等に関する規程を次のように定める。

自動車運転代行業者に対する行政処分等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 5 7 号。以下「法」という。)に基づき、自動車運転代行業の業務の適正な実施を図るため、自動車運転代行業者に対する行政処分等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政処分 認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令を行うことをいう。
- (2) 認定の取消し 法第 7 条の規定により自動車運転代行業の認定を取り消すことをいう。
- (3) 指示 法第 22 条第 1 項又は第 25 条第 2 項第 1 号の規定により自動車運転代行業者に対し、必要な指示をすることをいう。
- (4) 営業停止命令 法第 23 条第 1 項又は第 25 条第 2 項第 2 号の規定により自動車運転代行業の停止を命ずることをいう。
- (5) 営業廃止命令 法第 24 条第 1 項又は第 25 条第 2 項第 3 号の規定により自動車運転代行業の廃止を命ずることをいう。

(申請に対する処分通知)

第 3 条 岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、法第 5 条第 3 項の規定により自動車運転代行業の認定をしないときは、不認定通知書(様式第 1 号)を申請者に交付して通知するものとする。

(認定に関する協議)

第 4 条 公安委員会は、法第 5 条第 4 項の規定により認定をし、又は認定をしない旨の処分に関して岡山県知事に協議するときは、認定に関する協議書(様式第 2 号)により行うものとする。

(変更届に関する通知)

第 5 条 公安委員会は、法第 8 条第 2 項の規定により変更届があった旨を岡山県知事に通知するときは、変更届出に関する通知書(様式第 3 号)により行うものとする。

(認定証の返納通知)

第6条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により認定証の返納があった旨を岡山県知事に通知するときは、認定証の返納に関する通知書(様式第4号)により行うものとする。

(立入検査時の身分証明書)

第7条 公安委員会は、法第21条第3項の規定により、立入検査を行う警察職員に対して身分証明書(様式第5号)を交付するものとする。

(行政処分の方定の方通知)

第8条 公安委員会は、行政処分の方定をしたときは、認定取消処分通知書(様式第6号)、指示書(様式第7号)、営業停止命令書(様式第8号)又は営業廃止命令書(様式第9号)を被処分者に交付して通知するものとする。

2 公安委員会は、指示を行うには至らないが、自動車運転代行業の適正な運営の確保に資すると認められるときは、自動車運転代行業者に注意書(様式第10号)を交付するものとする。

3 公安委員会は、前2項に規定する認定取消処分通知書等の交付を行ったときは、被処分者から受領書(様式第11号)を徴するものとする。

4 受領書は、交通部交通企画課において5年保存するものとする。

(行政処分に関する協議及び通知)

第9条 公安委員会は、認定の取消し、営業停止命令又は営業廃止命令を行おうとするときは、認定取消しに関する協議書(様式第12号)、営業停止命令に関する協議書(様式第13号)又は営業廃止命令に関する協議書(様式第14号)により、あらかじめ岡山県知事に協議するものとする。

2 公安委員会は、指示を行ったときは、指示に関する通知書(様式第15号)により、岡山県知事に通知するものとする。

(聴聞の手続)

第10条 公安委員会は、認定の取消しを行おうとする場合は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号。次条において「規則」という。)の定めるところにより、聴聞の手続をとるものとする。

(弁明の機会の付与)

第11条 公安委員会は、指示、営業停止命令又は営業廃止命令を行おうとする場合は、規則の定めるところにより、当該処分の名あて人となるべき者について弁明の機会を付与するための手続をとるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 13 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日公安委員会規程第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規程の施行前にされた行政庁の処分又はこの規程の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 5 日公安委員会規程第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。